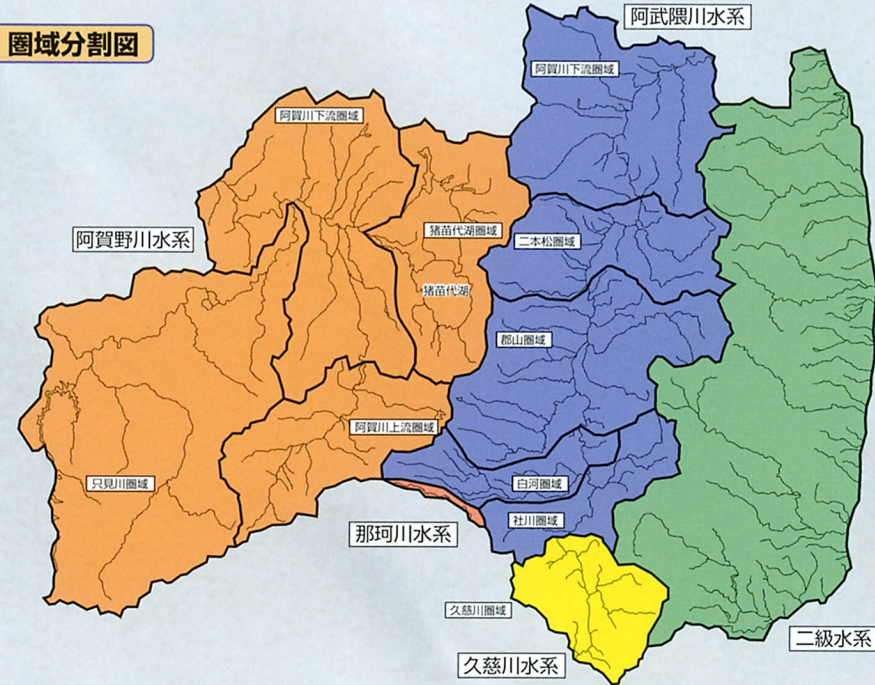


# 河川整備基本方針、河川整備計画の策定

河川法第16条に基づき、将来の河川のあり方を定める「河川整備基本方針」を、二級水系36水系で策定します(一級4水系は国で策定)。また、今後20~30年の河川のあり方を定める「河川整備計画」を、一級水系10圏域、二級水系36水系で策定します。

なお策定にあたっては、流域協議会の開催や縦覧等を行い、地域住民の意見を聴きながら進めます。



◆ 一級水系10圏域

阿武隈川水系 5 圏域 福島圏域 二本松圏域 郡山圏域 白河圏域 社川圏域	阿賀野川水系 4 圏域 猪苗代湖圏域 阿賀川下流圏域 阿賀川上流圏域 只見川圏域
久慈川水系 1 圏域 久慈川圏域	那珂川水系 1 圏域 那珂川上流圏域

◆ 二級水系36水系



流域協議会開催状況

## 福島県河川審議会

河川法第86条に基づき、河川審議会を設置し、県の河川の重要事項を審議しています。河川整備基本方針のうち、県が定める二級水系36水系は、河川審議会の審議を経て、策定します。



河川審議会